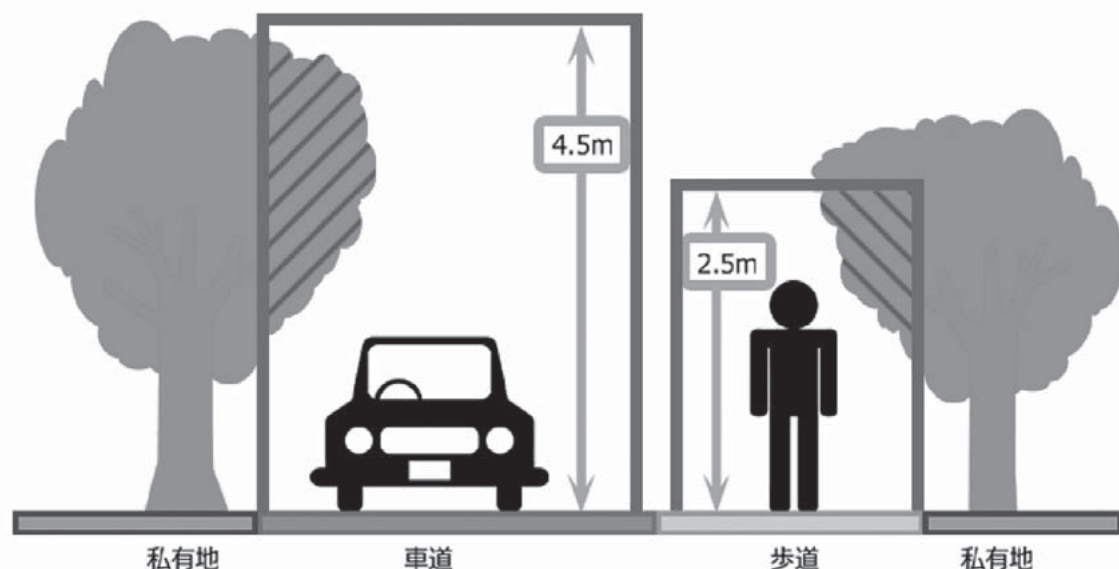


《町道路上に張り出している樹木の伐採に関するお願い》

車道や歩道の一部で、庭木や生け垣、沿道の山林の樹木の張り出しにより、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。

樹木等が道路上に張り出し覆いかぶさると、通行しづらいだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えづらくなり、交通事故の原因にもなりかねません。

道路には、歩行者や車両が安全に通行できるように「建築限界」が定められています。「建築限界」とは、電柱や樹木等がはみ出してはいけない道路上の空間のことを指します。車道部分は、高さ 4.5 m、歩道の場合は高さ 2.5 m。この空間に樹木がはみ出している場合は、建築限界を犯している可能性があります。



張り出した樹木の枝の落下や倒木により通行車両が損傷する事故等が発生した場合は、[法律により所有者が賠償責任を問われることもあります。](#)

私有地から道路上に張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、緊急の場合を除き、[町が無断で伐採することはできません。](#)

[所有者において、定期的に伐採・枝払い等を行うなど適切に管理を行っていただきますようお願いします。](#)

《伐採等の作業における注意点》

- ◎ 電線や電話線がある箇所の伐採作業については、危険が伴う場合がありますので、九州電力またはN T Tに事前にご相談ください。
- ◎ 伐採作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と立木からの転落に注意して作業を行ってください。

《緊急の場合等における対応》

- ◎ 倒木が道路を塞いでいる場合や緊急の場合は、予告なく町で伐採する場合があります。この場合は、伐採した木は町で処理せず、交通の邪魔にならないように道路脇に寄せて置く等の対応を行う場合がありますので、地権者において速やかに撤去していただきますようお願いします。

問合せ先 建設課 ☎ 72-1145

ごみ処理施設(リサイクル施設、最終処分場を含む)・し尿処理施設

最終建設候補地の決定について

益城町・嘉島町・西原村・御船町・甲佐町・山都町



熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会

先ずは、建設候補地としてご応募をいただきました関係地区の自治会長をはじめ、すべての自治会におかれまして、環境問題に関するご理解を頂きましたことに対して敬意を表するとともに、候補地の選定に対して多大なご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、益城町、嘉島町、西原村、御船町、甲佐町、山都町、および「益城、嘉島、西原環境衛生施設組合」、「御船町甲佐町衛生施設組合」、「御船地区衛生施設組合」で構成する熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会（以下「協議会」という。）では、昨年6月、民意及び専門の見地から建設候補地を評価するため、地域住民及び有識者等から構成される諮問機関「熊本中央新施設建設候補地評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置しました。

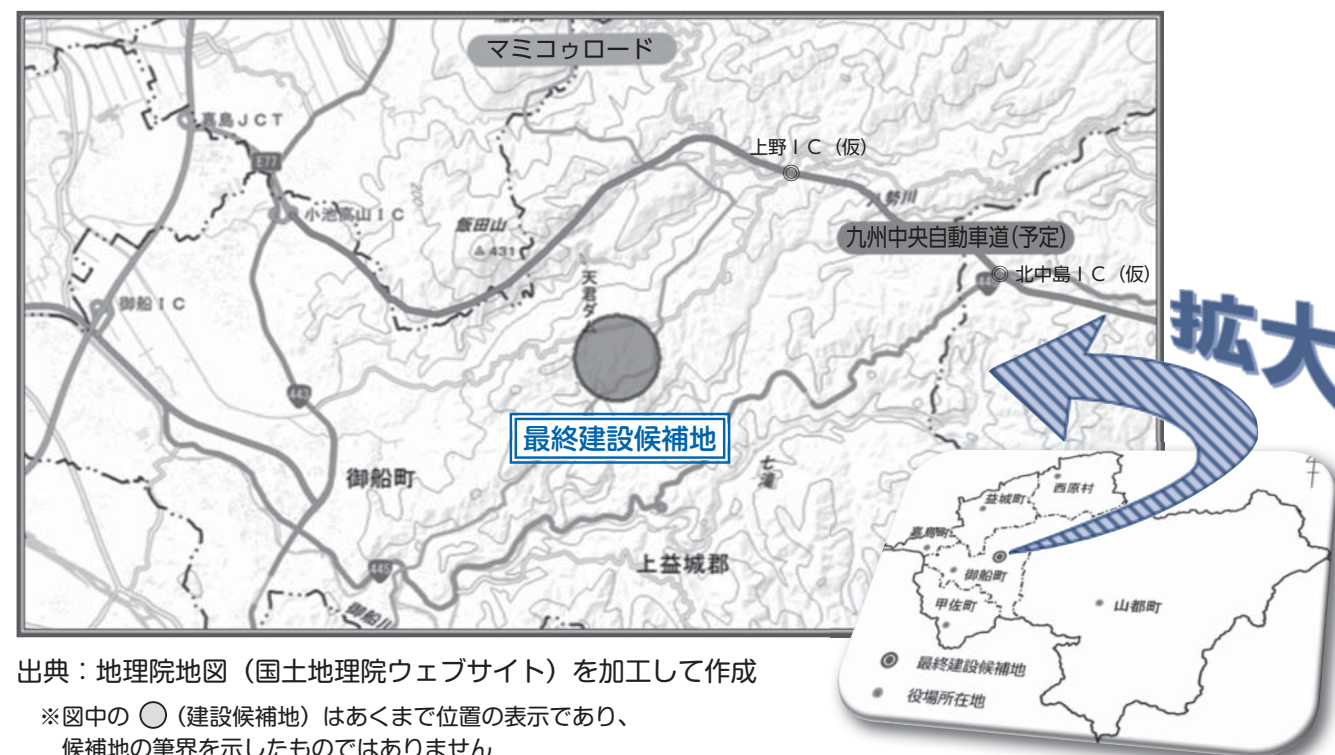
その後、評価委員会において評価方法・基準等を決定し、公募・推薦によりご応募いただいた建設候補地10箇所の適性評価が行われ、今年1月にその結果について協議会が答申を受けました。

最終建設候補地の選定にあたっては、評価委員会の答申内容を最大限に尊重し、併せて本事業にとって必要不可欠である地域住民や地権者との合意形成の難易度などを踏まえ総合的に検討を行った結果、このたび公募により応募いただいた中から、5月17日の協議会において「[古閑原、古閑迫地区（御船町大字上野）](#)」を最終建設候補地として決定いたしました。

今後、地元での説明会を経て、速やかに用地取得に取り掛かってまいります。

なお、目標では新たな処理施設の稼働時期を平成37年度としていますが、熊本地震や、その後の大雨等の自然災害によって各町村の財政状況は想定以上に厳しくなっているため、建設工事への着手時期については、各町村の財政状況を勘案しながら検討してまいります。（6月7日現在）

最終建設候補地位置概略図



出典：地理院地図（国土地理院ウェブサイト）を加工して作成

※図中の○（建設候補地）はあくまで位置の表示であり、候補地の筆界を示したものではありません

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002